

京都市告示第 321 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 50 条第 1 項第 3 号及び第 5 号の規定により，次のとおり，指定就労継続支援 B 型事業者の指定を取り消します。

平成 28 年 9 月 27 日

京都市長 門川大作

事業者 の名称	事業所の名称 及び事業所番 号	事業所の所在地	サービス種別	取消年月日
特定非 営利活 動法人 ブロッ サム	輪舞 2610581262	京都市南区西九 条比永城町 70 番地	就労継続支援 B 型	平成 28 年 10 月 31 日

(保健福祉局保健福祉部監査適正給付推進課)